

# 「ちゃんと契約書を交わしていますか？」

契約書

にっこら

口約束だけでは  
後々トラブルになりかねませんよ！

窓口広報担当  
「にっこら・てっすら」

## ●身に覚えはありませんか？

- ・取引先との契約は口約束だけ
  - ・読むのが面倒くさいので契約書の内容をよく確認していない
  - ・社名・商品のロゴをデザイン会社に外注したが著作権に関する取り決めをしていない
- ## ●その結果、こんなトラブルが…
- ・取引先が金型図面や加工データを無断利用して海外の業者に製造させてしまった
  - ・共同研究開発の成果がすべて相手側に帰属する契約となっていた
  - ・自社のロゴの色やデザインを自由に変更して使っていたら、ロゴを制作したデザイナーから「著作権侵害だ」と言われてしまった

## ●「契約書」とは

私生活でもビジネスでも約束事は大事であり、この約束事を証明する文書が「契約書」です。

契約書を残しておかないと、取引先との関係がこじれ悪化したときに『こんなはずじゃなかった！』となりかねません。

## ●そうは言ってもうちは下請だし…

契約内容に口を出したり、情報提供を拒んだりすれば、関係が悪化し取引機会を逃すのでは、という不安はもつともです。

それでも「良好なビジネスの関係を築き、お互いの情報を守るためにも、ちゃんとした契約書を交わしましょう！」と下請けであっても契約書を残すことが望ましいです。

## ●困ったときには窓口へ

- ・どういう契約を交わしたら良いか分からない
- ・契約がこちらに不利な

内容ではないか、等、契約に関する課題や疑問は窓口にご相談ください。海外契約についても経験豊富な専門家が対応します。

## ●契約書の種類

- ・取引基本契約書：同一相手と継続して取引する場合の基本事項を取り決めるもの
- ・秘密保持契約書（NDA）：技術やノウハウなどの秘密情報を開示するに当たりその扱い等を定めるもの
- ・ライセンス契約書：自己の特許等の知的財産権を他者に使用させる際に交わすもの
- ・共同研究契約書：技術や製品の研究開発を他の企業等と共同で行う場合に交わすもの

この他にも様々な種類の契約があります。窓口では契約に関して無料でアドバイスします。  
ただし、契約書の作成や仲裁はできません。



独立行政法人 工業所有権情報・研修館 (INPIT) 事業

新潟県知財総合支援窓口



次回は展示商談会に出展する際の注意点についてお話しします。